羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提案理由

介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する基準を変更するとともに、第 9 期羽曳野市高年者いきいき計画(介護保険事業計画)における介護給付等対象サービスの見込量等を踏まえた保険料率の改定その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

#### 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「36,738円」を「35,471円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「51,433円」を「53,402円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「55,107円」を「53,792円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「66,128円」を「70,163円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第6号」を「第38条第1項第5号」に、「73,476円」を「77,958円」に改め、同項第6号から第13号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 93,550円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 101,346円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 116,937円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 132,529円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 148,121円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,712円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,304円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 187,100 円

第 5 条第 1 項第 14 号を削り、同条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22,042 円」を「22,219 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22,042 円」を「22,219 円」に、「33,064 円」を「37,810 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22,042 円」を「22,219 円」に、「51,433 円」を「53,402 円」に改める。

第7条第3項中「第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有

するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくは二、第 2 号ロ、第 3 号ロ若しくは第 4 号ロ又はこの条例第 5 条第 1 項第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ又は第 12 号ロ」に、「令第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又はこの条例第 5 条第 1 項第 6 号から第 13 号まで」を「同項第 1 号から第 12 号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市介護保険条例の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新

第3章 保険料

(保険料率)

- 第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度 | 第5条 令和3年度から令和5年度までの各年度 における保険料率は、次の各号に掲げる第1号 被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被 保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第38条第1項第1 号に掲げる者 35,471円
  - (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 53,402 円
  - (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 53,792 円
  - (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 70, 163 円
  - (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 77,958 円
  - (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 93,550円

 $\Box$ 

第3章 保険料

(保険料率)

- における保険料率は、次の各号に掲げる第1号 被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被 保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第39条第1項第1 号に掲げる者 36,738円
  - (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 51,433 円
  - (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 55, 107 円
  - (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 66, 128 円
  - (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 73,476 円
  - (6) 次のいずれかに該当する者 88,171円
    - ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律 第226号)第292条第1項第13号に規定す る合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税 特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項、第35条の2第1 項、第35条の3第1項又は第36条の規定 の適用がある場合には、当該合計所得金額 から令第22条の2第2項に規定する特別 控除額を控除して得た額とし、当該合計所 得金額が0を下回る場合には、0とする。 以下同じ。)が、1,200,000 円未満である 者であり、かつ、前各号のいずれにも該当 しないもの
    - イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第6条第2項に規定する要保護者 をいう。以下同じ。)であって、その者が 課される保険料額について、この号の区分 による額を適用されたならば、保護(同法 第2条に規定する保護をいう。以下同 じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除

(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 101,346 円

(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 116,937 円

(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 132,529 円

(10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 148,121 円

- く。)又は次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、 第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しく は第 13 号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 95,518 円ア 合計所得金額が、1,200,000 円以上2,100,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号 イ若しくは第13号イに該当する者を除 く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 110,214円 ア 合計所得金額が、2,100,000 円以上 3,200,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 10条イ、第11号イ、第12号イ若しくは 第13号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 124,909円 ア 合計所得金額が、3,200,000 円以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状 態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに 該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 132,256円 ア 合計所得金額が、4,000,000 円以上 5,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状

(11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 163,712 円

<u>(12) 令第 38 条第 1 項第 12 号</u>に掲げる者 179,304 円

(13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 187, 100 円

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者について 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者について の保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和 8 年度までにおける保険料率は、同号の規定に かかわらず、22,219円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号 被保険者についての保険料の減額賦課に係る令 和6年度から令和8年度までにおける保険料率 について準用する。この場合において、前項中

- 態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を 除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 139,604円 ア 合計所得金額が、5,000,000 円以上 7,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状 態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若し くは第13号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 146,952円 ア 合計所得金額が、7,000,000 円以上 10,000,000 円未満である者であり、か つ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状 態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該 当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 154,299円 ア 合計所得金額が、10,000,000 円以上 20,000,000 円未満である者であり、か つ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額について、この号の区分による額を 適用されたならば、保護を必要としない状 態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を 除く。)
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 161,647 円
- の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和 5 年度までにおける保険料率は、同号の規定に かかわらず、22,042円とする。
- |3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号 被保険者についての保険料の減額賦課に係る令 和3年度から令和5年度までにおける保険料率 について準用する。この場合において、前項中

「22,219円」とあるのは、「37,810円」と読み 替えるものとする。

号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和6年度から令和8年度までにおける保険料 率について準用する。この場合において、第2 項中「22,219円」とあるのは、「53,402円」と 読み替えるものとする。

# 第6条 省略

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取 得、喪失等があった場合)

#### 第7条 1・2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号 イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有 するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ 若しくは二、第2号ロ、第3号口、第4号口、 第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第 9 号口、第 10 号口、第 11 号口又は第 12 号口 に該当するに至った第1号被保険者に係る保険 料の額は、当該該当するに至った日の属する月 の前月まで月割りにより算定した当該第1号被 保険者に係る保険料の額と当該該当するに至っ た日の属する月から同項第1号から第12号ま でのいずれかに規定する者として月割りにより 算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略 以下省略

「22,042円」とあるのは、「33,064円」と読み 替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和3年度から令和5年度までにおける保険料 率について準用する。この場合において、第2 項中「22,042円」とあるのは、「51,433円」と 読み替えるものとする。

### 第6条 省略

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取 得、喪失等があった場合)

#### 第7条 1・2 省略

イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有 するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、 ロ、ハ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ若しく は第4号ロ又はこの条例第5条第1項第6号 イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号 イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険 料の額は、当該該当するに至った日の属する月 の前月まで月割りにより算定した当該第1号被 保険者に係る保険料の額と当該該当するに至っ た日の属する月から令第39条第1項第1号か ら第4号まで又はこの条例第5条第1項第6号 から第 13 号までのいずれかに規定する者とし て月割りにより算定した保険料の額の合算額と する。

## 4 省略

以下省略